

第1回労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会 配布資料

平成13年2月1日(木)
虎ノ門パストラル「桔梗」

資料1 労働政策審議会審議会労働条件分科会労災保険部会委員・臨時委員名簿

参考1-1 労働政策審議会委員名簿

参考1-2 労働政策審議会労働条件分科会委員・臨時委員名簿

資料2 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会運営規程(案)

参考2-1 労働政策審議会の構成について

参考2-2 参照条文一覧

参考2-3 労働政策審議会運営規程

参考2-4 労働政策審議会労働条件分科会運営規程

資料3 「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について(諮問)

参考3-1 介護作業従事者特別加入について

参考3-2 労災保険率等の改定について

労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会委員・臨時委員名簿

区分	氏名	職名
公益代表	ほ保 ばら原 きしお 喜志夫	天使大学教授
〃	いし おか 石岡 しんたろう 慎太郎	勤労者退職金共済機構 理事長
〃	いわ むら 岩村 まさ ひこ 正彦	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
〃	きし 岸 れい 玲 子	北海道大学医学部教授
〃	きん じょう 金城 きよ 清 子	津田塾大学教授
〃	まつ もと 松本 ひとし 斉	読売新聞社論説委員
労働者代表	た なか とし お 田中 利夫	全国造船重機械労働組合連合会 書記長
〃	たか まつ のぶ ゆき 高松 伸幸	全日本運輸産業労働組合連合会 書記次長
〃	すず き けん いち 鈴木 健一	全国化学労働組合総連合 会長
〃	ま じま あけ み 真島 明美	日本労働組合総連合会東京都連合 会 女性局副部長
〃	なか ざり たか お 中桐 孝郎	日本労働組合総連合会 雇用・労働対策局次長
〃	さ とう まさ あき 佐藤 正明	全国建設労働組合総連合 書記長
使用者代表	う だ がわ やすし 宇田川 靖	日本通運株式会社 常務取締役
〃	く ぼ くにおき 久保 國興	日本鋼管株式会社 専務
〃	さくら い まさ お 桜井 征夫	社団法人全国建設業協会 常務理事
〃	たか なし しょう ぞう 高梨 昇三	日本経営者団体連盟 環境社会部長
〃	はや かわ さち こ 早川 祥子	株式会社アイディア・バンク 顧問
〃	ひろ た ナナヒ 廣田 進	日立造船株式会社 代表取締役 常務取締役

労働政策審議会委員名簿

(公益代表委員)

渥美雅子	弁護士
齋藤邦彦	日本労働研究機構理事長
櫻井治彦	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
菅野和夫	東京大学大学院法学政治学研究科教授
諏訪康雄	法政大学社会学部教授
○ 西川俊作	秀明大学政経学部教授
樋口美雄	慶應義塾大学商学部教授
古郡鞆子	中央大学経済学部教授
保原喜志夫	天使大学教授
若菜允子	弁護士

(労働者代表委員)

岡本直美	NHK関連労働組合連合会副議長
加藤勝敏	日本化学産業労働組合連盟委員長
笹森清	日本労働組合総連合会事務局長
鈴木勝利	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会委員長
高島順子	日本労働組合総連合会副事務局長
津田淳二郎	情報産業労働組合連合会委員長
坪根眞	日本私鉄労働組合総連合会委員長
服部光朗	JAM会長
増田滋	食品関連産業労働組合連盟会長
師岡愛美	全日本自治団体労働組合副委員長

(使用者代表委員)

浅地正一	日本ビルサービス（株）代表取締役社長
岡部正彦	日本通運（株）代表取締役社長
奥井功	積水ハウス（株）代表取締役会長
倉島光一	福島県中小企業団体中央会会長
齋藤朝子	（株）山翠楼代表取締役社長
関澤義	富士通（株）取締役会長
津田素子	（株）ディシラ代表取締役社長
寺田千代乃	アートコーポレーション（株）代表取締役社長
浜田広	（株）リコー取締役会長
福岡道生	日本経営者団体連盟専務理事

○は会長を表す。

(五十音順)

労働政策審議会労働条件分科会 委員・臨時委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表表	いま だ さち こ子 今 田 幸 子	日本労働研究機構統括研究員
	いわ で まこと 岩 出 誠	弁護士
	え がみ せつ こ子 江 上 節 子	産能大学経営学部助教授
	すげ の かず お夫 菅 野 和 夫	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	にし むら けんいちろう 西 村 健一郎	京都大学総合人間学部教授
	わかばやし ゆき のり 若 林 之 矩	労働福祉事業団理事長
	わ だ おさむ 和 田 攻	埼玉医科大学教授
労働者代表表	おう み なお と人 逢 見 直 人	ゼンセン同盟常任中央執行委員
	おお やま かつ や 大 山 勝 也	(ジェイエム) JAM書記長
	すぎ やま おさむ 杉 山 治	日本化学産業労働組合連盟中央書記長
	すず き しゅんいち 鈴 木 俊 一	日本都市交通労働組合中央執行委員長
	た じま けい いち 田 島 恵 一	全国一般労働組合中央執行委員長
	まつ うら きよ はる 松 浦 清 春	日本労働組合総連合会労働グループ長
	やま ぐち よう こ子 山 口 洋 子	日本商業労働組合連合会執行委員
使用者代表表	あさ おか とおる 浅 岡 徹	株式会社神戸製鋼所執行役員人事労政部長
	おく たに れい こ子 奥 谷 禮 子	株式会社ザ・アール代表取締役社長
	はせ やま りつ こ子 長谷山 律 子	株式会社レリアン常務取締役人事部長
	や の ひる のり 矢 野 弘 典	日本経営者団体連盟常務理事
	やま だ よう すけ 山 田 洋 輔	三菱化学株式会社常務執行役員人事部長
	やま もと すけ 山 本 貢	全国中小企業団体中央会常務理事
	わた なべ よし ひで 渡 邊 佳 英	大崎電気工業株式会社社長 (東京商工会議所常議員)

○は会長を表す。

第一条 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）

第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、「労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会労働条件分科会運営規程」に定めるもののほか、この規程により定めるところによる。

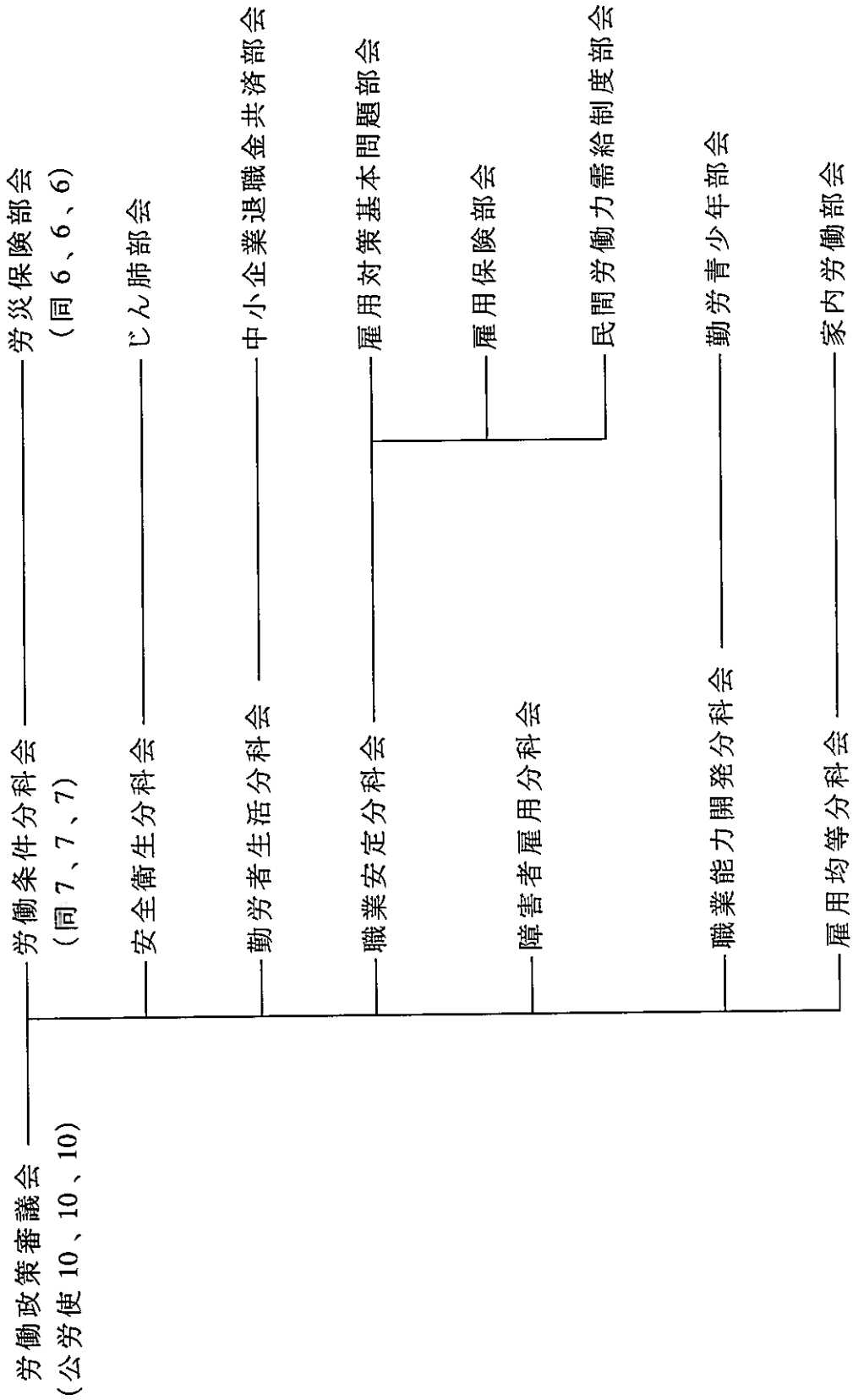
第二条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第三条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成十三年二月一日から施行する。

労働政策審議会の構成について



厚生労働省設置法（抄）

（平成一一・七・一六法律第九七号）

（略）

第二節 審議会等

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

厚生科学審議会

労働政策審議会

医道審議会

薬事・食品衛生審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定める

ところにより厚生労働省に置かれる審議会等で

本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央最低賃金審議会

労働保険審議会

中央社会保障医療協議会

社会保障審議会

（略）

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律

第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百二十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（略）

労働政策審議会令（抄）

（平成一二年）

政令第二八四号

- (第1項)
- 労働政策審議会令第三十人にて組織する。
 - 審議会の長は、特別の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。
 - 審議会の委員は、専門の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。

- (第2項)
- 労働政策審議会令第三十人にて組織する。
 - 審議会の長は、特別の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。
 - 審議会の委員は、専門の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。

- (第3項)
- 労働政策審議会令第三十人にて組織する。
 - 審議会の長は、特別の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。
 - 審議会の委員は、専門の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。

- (第4項)
- 労働政策審議会令第三十人にて組織する。
 - 審議会の長は、特別の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。
 - 審議会の委員は、専門の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。

- (第5項)
- 労働政策審議会令第三十人にて組織する。
 - 審議会の長は、特別の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。
 - 審議会の委員は、専門の事項を審議するに当たつて必要と認めらるる資格を備へたる者とならざるべし。

(分科会)

第六條 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所管事務は、審議会の所管事務のうち、そのうち当該分科会に属するものとし、かつ、その分科会に属するものとする。

各 科 会	所 管 事 務
労働条件分科会	<ol style="list-style-type: none"> 労働省労働基準法第四十條第一項第四十條から第四十二條まで、第四十六條、第四十七條及び第四十八條（労働者の福利厚生に關する部分を除く。）に掲げる事項に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）、労働時間の短縮の促進に關する臨時措置法（平成四年法律第九十號）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十號）の規定により審議会の権限に属せらるる事項を處理する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。
労働安全衛生分科会	<ol style="list-style-type: none"> 労働省労働安全衛生法第四十條第一項第四十四號及び第四十五條に掲げる事務に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七號）及び労働災害防止法（昭和三十一年法律第六十八號）の規定により審議会の権限に属せらるる事項を處理する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。
労働者生活分科会	<ol style="list-style-type: none"> 厚生省労働者生活保護法第四十條第一項第四十一條（労働者生活保護法）の一部に關する及及び労働者生活保護法（昭和二十二年法律第四十九號）第四十八條、第四十九條及び第五十條（労働者生活保護法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働者生活保護法（昭和二十二年法律第四十九號）第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條及び第五十條（労働者生活保護法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。
労働政策分科会	<ol style="list-style-type: none"> 厚生省労働省労働政策法第四十條第一項第四十三條から第四十六條まで及び第五十八條から第六十二條（労働政策法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働政策法（昭和二十二年法律第四十一號）（労働政策法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働政策法（昭和二十二年法律第四十一號）（労働政策法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。
労働省雇用分科会	<ol style="list-style-type: none"> 厚生省労働省労働政策法第四十條第一項第四十四條（労働省労働政策法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働省労働政策法（昭和二十二年法律第四十四號）（労働省労働政策法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。 労働省労働政策法（昭和二十二年法律第四十四號）（労働省労働政策法）の一部に關する其の事項を調査審議する（「労働政策審議会令第三十人にて組織する」を略す。）。

職業能力開発分科会	1 厚生労働省設置法第四十二条第六十三号から第六十六号までに掲げる法律に規定する厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 2 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第十四号）及び労働者少年福祉法（昭和四十四年法律第九十八号）の規定に於いての新設条の施行に関し、 3 前二項の規定は、分科会、部会及び新設工業専門部会の設置に適用しない。 (附則)
厚生労働省分科会	1 厚生労働省設置法第四十一条（厚生労働省の組織）及び第六十七号から第六十九号までに掲げる法律に規定する厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 2 厚生労働省の組織に於いて、 3 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 4 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 5 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 6 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 7 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 8 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 9 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 10 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 11 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 12 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 13 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 14 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 15 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 16 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 17 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 18 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 19 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、 20 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、

- 2 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
3 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
4 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
5 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
6 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
7 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
8 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
9 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
10 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
11 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
12 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
13 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
14 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
15 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
16 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
17 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
18 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
19 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、
20 厚生労働省の設置に関する規定に於いて、

- 2 職業能力開発促進法、労働者少年福祉法に於いて、
3 前二項の規定は、分科会、部会及び新設工業専門部会の設置に適用しない。
(附則)
- 2 職業能力開発促進法、労働者少年福祉法に於いて、
3 前二項の規定は、分科会、部会及び新設工業専門部会の設置に適用しない。
(附則)
- 2 職業能力開発促進法、労働者少年福祉法に於いて、
3 前二項の規定は、分科会、部会及び新設工業専門部会の設置に適用しない。
(附則)

労働政策審議会運営規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があったときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たって、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

第一条 労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要であると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため、労災保険部会（以下「部会」という。）を置く。

第六条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第七条 部会が第五条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第八条 分科会に、労働時間に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは労働時間小委員会を、就業規則、退職手当その他の問題に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは就業規則等小委員会を置くことができる。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、小委員会について準用する。

第十条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十五日から施行する。

厚生労働省発基労第7号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成13年2月1日

厚生労働大臣 坂 口 力

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護関係業務に係る作業に関する特別加入の新設

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものに関する特別加入を新設するものとする。

二 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正

労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度として定められている労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに同勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に対する割合を、百二十二分の二十二（現行百十八分の十八）とするものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 労災保険率の改正等

(一) 労災保険率を別添一のとおり改正するものとする。

(二) 労働者災害補償保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して定める率である非業務災害率を、一、〇〇〇分の一とするものとする。

二 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、事業の種類に従い、別添二のとおり改正するものとする。

三 建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の増減率の改正

建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制の増減率を、継続事業（一括有期事業を含む。）については別添三のとおり、有期事業については別添四のとおり改正するものとする。

四 特別加入保険料率の改正

(一) 第一の一の介護関係業務に係る作業に関する特別加入に係る保険料率を、一、〇〇〇分の七とするものとする。

(二) 一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添五のとおり改正するものとする。

(三) 海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率を、一、〇〇〇分の六（現行一、〇〇〇分の七）に改正するものとする。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 その他

一 施行期日

この省令は、平成十三年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の一、第二の三の継続事業（一括有期事業を含む。）及び第二の四(一)については、平成十三年三月三十一日から施行するものとする。

二 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令の廃止

労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令（平成十一年労働省令第三十
四号）は、廃止するものとする。

三 経過措置等

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係省令の規定の整備を行うものとする。

労 災 保 険 率 表

事業の種類/分類	事業の種類	労 災 保 険 率		
		現 行	改 定 案	
林 業	木材伐出業	1000分の134	1000分の133	
	その他の林業	1000分の39		
漁 業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の59	1000分の56	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の42	
鉱 業	金属鉱業，非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の89		
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の60	1000分の57	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の10	1000分の9	
	採石業	1000分の72	1000分の71	
	その他の鉱業	1000分の36	1000分の35	
建 設 事 業	水力発電施設，ずい道等新設事業	1000分の134	1000分の133	
	道路新設事業	1000分の33	1000分の31	
	舗装工事業	1000分の20	1000分の19	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の38	1000分の34	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の22	1000分の20	
	既設建築物設備工事業	1000分の15		
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の20	1000分の19	
	その他の建設事業	1000分の27	1000分の26	
	製 造 業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の9	
たばこ等製造業		1000分の6	1000分の7	
繊維工業又は繊維製品製造業		1000分の7	1000分の6.5	
木材又は木製品製造業		1000分の23		
パルプ又は紙製造業		1000分の10	1000分の9	
印刷又は製本業		1000分の6		
化学工業		1000分の8	1000分の7.5	
ガラス又はセメント製造業		1000分の8	1000分の8.5	
コンクリート製造業		1000分の18		
陶磁器製品製造業		1000分の19	1000分の18	
その他の窯業又は土石製品製造業		1000分の26		
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		1000分の8		
非鉄金属精錬業		1000分の10		
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		1000分の11		
鋳物業		1000分の20		
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器，刃物，手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）		1000分の17	1000分の16	
洋食器，刃物，手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）		1000分の12		
めっき業		1000分の10		
機械器具製造業（電気機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，船舶製造又は修理業及び計量器，光学機械，時計等製造業を除く。）		1000分の9	1000分の8.5	
電気機械器具製造業		1000分の6	1000分の5.5	
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		1000分の7		
船舶製造又は修理業		1000分の22	1000分の23	
計量器，光学機械，時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		1000分の6	1000分の5.5	
貴金属製品，装身具，皮革製品等製造業		1000分の6		
その他の製造業		1000分の10		
運 輸 業		交通運輸事業	1000分の7	1000分の6.5
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の15	
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の22	1000分の20	
	港湾荷役業	1000分の38	1000分の35	
電気，ガス，水道又は熱供給の事業	電気，ガス，水道又は熱供給の事業	1000分の6	1000分の5.5	
そ の 他 の 事 業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11	1000分の13	
	清掃，火葬又はと畜の事業	1000分の14		
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の6.5	
	倉庫業，警備業，消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6	1000分の6.5	
	その他の各種事業	1000分の6	1000分の5.5	

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

労 務 費 率 表

事業の種類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現 行	改 定 案
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	20%	
	道路新設事業	22%	21%
	舗装工事業	20%	
	鉄道又は軌道新設事業	23%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	20%	21%
	既設建築物設備工事業	20%	21%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	43%	41%
その他のもの	20%	21%	
	その他の建設事業	24%	

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表（継続事業のメリット制）

収 支 率	増 減 率	
	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業	建設の事業及び立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	35%減ずる。
10%を超え20%までのもの	35%減ずる。	30%減ずる。
20%を超え30%までのもの	30%減ずる。	25%減ずる。
30%を超え40%までのもの	25%減ずる。	20%減ずる。
40%を超え50%までのもの	20%減ずる。	15%減ずる。
50%を超え60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え75%までのもの	5%減ずる。	5%減ずる。
85%を超え90%までのもの	5%増加する。	5%増加する。
90%を超え100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100%を超え110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120%を超え130%までのもの	25%増加する。	20%増加する。
130%を超え140%までのもの	30%増加する。	25%増加する。
140%を超え150%までのもの	35%増加する。	30%増加する。
150%を超えるもの	40%増加する。	35%増加する。

労働保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額の増減表（有期事業のメリット制）

収 支 率	増 減 率
10%以下のもの	35%減ずる。
10%を超え 20%までのもの	30%減ずる。
20%を超え 30%までのもの	25%減ずる。
30%を超え 40%までのもの	20%減ずる。
40%を超え 50%までのもの	15%減ずる。
50%を超え 70%までのもの	10%減ずる。
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる。
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。
90%を超え 110%までのもの	10%増加する。
110%を超え 120%までのもの	15%増加する。
120%を超え 130%までのもの	20%増加する。
130%を超え 140%までのもの	25%増加する。
140%を超え 150%までのもの	30%増加する。
150%を超えるもの	35%増加する。

第二種特別加入保険料率表

事業又は作業 の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現 行	改 定 案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の15	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の22	1000分の21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の48	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	1000分の53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の 7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の 6	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の 7	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の18	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の 6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の16	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の 4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の 7	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の 8	
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の 6	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	新 設	1000分の 7

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われぬ。

介護作業従事者特別加入について

介護作業従事者を、労災保険法第27条第5号の特定作業従事者として追加し、労災保険に特別加入（任意加入）できることとする。

1 対象者

介護労働者法第2条第1項に定める介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護等に係るものに従事する者（介護作業従事者）を特別加入者に含めることとする。

2 補償範囲

介護労働者法第2条第1項に定める介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護等に係るものによる災害及び通勤災害を補償する。

3 加入手続・保険料納付

介護作業従事者で構成する団体が、特別加入団体としての承認を受けるための加入手続を所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に対し行うこととなるが、介護作業従事者は、そのほとんどが家政婦と見込まれることから、家政婦紹介所からの申請が主となることが想定される。

4 保険料率

1,000分の7とする。

5 施行期日

平成13年3月31日

労災保険率等の改定について（平成13年度）

1 労災保険率の改定

- (1) 労災保険率は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」及び同法に係る政省令の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、事業の種類（52業種）ごとに過去3年間の災害率等を考慮して決定することとされているところであるが、近年は新たな3年間の災害率等が把握される3年ごとに労災保険率の改定を行っているところである。

最近では、平成6年度から平成8年度の災害率等を考慮して平成10年4月1日施行の料率改定を行ったところであるが、今回、平成9年度から平成11年度までの3年間の災害率等が新たに把握されたことから、労災保険率の改定の必要性について検討したところである。

- (2) 検討の結果、事業の種類により差異はあるが、労働災害の減少及び過去債務分料率の引き下げにより全体として改定前料率（全業種平均1,000分の9.0）に対し1,000分の0.5の引き下げ（率にして5.6%減）となり、全業種平均では1,000分の8.5となる見通しである。

労災保険率の構成要素

	現行（平成11年度）	改定後
災害料率分	1,000分の6.5	1,000分の6.4
労働福祉事業分	1,000分の1.5	1,000分の1.5
過去債務分	1,000分の1.0	1,000分の0.6
計	1,000分の9.0	1,000分の8.5

- (3) 事業の種類別の労災保険率等の改定案は、別表1及び2のとおりである。

2 労務費率の改定

- (1) 保険料の算定は、労働者に支払われた賃金総額に労災保険率を乗じて行うことが原則となっているが、賃金総額を正確に算定することが困難な請負による建設の事業については、その請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額をもってその事業の賃金総額とする特例が設けられているところである。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項及び同法施行規則第12条)
- (2) 労務費率の設定は、請負金額に占める労務費の割合に関する実態調査を行い、その調査結果を踏まえた改定を行うこととしており、今年度その実態調査を実施したところである。
- (3) 労務費率の改定案は、別表3のとおりである。

3 労災保険率等の改定による財政的影響等

- (1) 今回の労災保険率等の改定により事業の種類によっては労災保険率が現行より引き上げとなる業種もあるが、全体では労災保険率は引き下げとなり、平成13年度の保険料負担は、全体で682億円減少する見込みである。
- (2) なお、労務費率の改定は、必要な保険料収入を確保するため、当該事業の種類の労災保険率も併せて改定することとしているので、労務費率の改定による財政的な影響はない。
- (3) また、労働者災害補償保険法第23条第1項における労働福祉事業及び労災保険事業の事務執行（以下「労働福祉事業等」という。）に要する費用に充てるべき額は、保険料収入及び積立金から生ずる収入等の118分の18とされているところである（同法施行規則第43条）が、昨今の保険料収入の減少、労災保険率等の改定による影響などにより、労働福祉事業等の費用を確保するため、118分の18を122分の22と改定する。

労 災 保 険 率 表

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率		
		現 行	改 定 案	
林業	木材伐出業	1000分の134	1000分の133	
	その他の林業	1000分の39		
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の59	1000分の56	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の42	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の89		
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の60	1000分の57	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の10	1000分の9	
	採石業	1000分の72	1000分の71	
	その他の鉱業	1000分の36	1000分の35	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の134	1000分の133	
	道路新設事業	1000分の33	1000分の31	
	舗装工事業	1000分の20	1000分の19	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の38	1000分の34	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の22	1000分の20	
	既設建築物設備工事業	1000分の15		
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の20	1000分の19	
	その他の建設事業	1000分の27	1000分の26	
	製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の9	
		たばこ等製造業	1000分の6	1000分の7
繊維工業又は繊維製品製造業		1000分の7	1000分の6.5	
木材又は木製品製造業		1000分の23		
パルプ又は紙製造業		1000分の10	1000分の9	
印刷又は製本業		1000分の6		
化学工業		1000分の8	1000分の7.5	
ガラス又はセメント製造業		1000分の8	1000分の8.5	
コンクリート製造業		1000分の18		
陶磁器製品製造業		1000分の19	1000分の18	
その他の窯業又は土石製品製造業		1000分の26		
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		1000分の8		
非鉄金属精錬業		1000分の10		
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		1000分の11		
鋳物業		1000分の20		
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）		1000分の17	1000分の16	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）		1000分の12		
めっき業		1000分の10		
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		1000分の9	1000分の8.5	
電気機械器具製造業		1000分の6	1000分の5.5	
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		1000分の7		
船舶製造又は修理業		1000分の22	1000分の23	
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		1000分の6	1000分の5.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の6			
その他の製造業	1000分の10			
運輸業	交通運輸事業	1000分の7	1000分の6.5	
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の15		
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の22	1000分の20	
	港湾荷役業	1000分の38	1000分の35	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の6	1000分の5.5	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11	1000分の13	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の14		
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の6.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6	1000分の6.5	
	その他の各種事業	1000分の6	1000分の5.5	

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われぬ。

第二種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現 行	改 定 案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の15	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の22	1000分の21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の48	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	1000分の53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の 7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の 6	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の 7	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の18	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の 6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の16	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の 4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の 7	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の 8	
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の 6	

第三種特別加入保険料率

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改 定 案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の 7	1000分の 6

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われぬ。

労務費率表

事業の種類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現 行	改 定 案
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	20%	
	道路新設事業	22%	21%
	舗装工事業	20%	
	鉄道又は軌道新設事業	23%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	20%	21%
	既設建築物設備工事業	20%	21%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	43%	41%
	その他のもの	20%	21%
	その他の建設事業	24%	

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われぬ。